

特定秘密保護法廃止のために—問題点をえぐる5本のメス

弁護士 深 草 徹 (2013.12.22)

1 はじめに

特定秘密保護法（以下単に「本法」という。）は、2013年12月6日、本格的な論戦はこれからで、いよいよ本法の問題点が国民に浸透し始めたという時期に、これに蓋をするかのように、一気に採決・成立させられてしまった。

本法の審議においては、自民党、公明党の問答無用、成立ありきの横暴な強行姿勢、両党議員と政府側との馴れ合い質疑、一部議員を除き勉強不足の低調な質疑応答が目立ったが、何よりも拙速に過ぎた。そのことは、衆議院安全保障特別委員会における審議時間を見るだけで十分であろう。同委員会における審議時間は合計約47時間しかなかった。しかもこの中には参考人陳述の7時間、福島公聴会の3時間が含まれるし、民主党が提出した「情報公開法改正案」及び「特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案」に対する質疑も含まれている。

過去の重要法案について衆議院の委員会で審議された時間を挙げると以下のとおりである（衆議院事務局調べ。朝日デジタル11月27日付）。本法のように国の政治の根本に関わる重要法案で、しかも突如として作成過程は秘密のヴェールに包まれ、突如成案を提示され、その晦渋にして難解かつ複雑な法文を解き明かすのに相当時日を要する法案の審議時間が、これらに比して圧倒的に少なかったことは、審議過程の瑕疵として記憶にとどめる必要がある。

政治改革法案（93年）	93時間	有事三法案（02年）	92時間
国民投票法案（05年）	58時間	教育基本法改正法案（06年）	106時間

ともあれ本法は12月13日公布された。附則第1条によると「この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」と定められている。しかし、本法廃止や根本的改正を求める声明や意見が、マスコミ各社、日弁連、学者・研究者、作家・評論家・芸術家、労働組合や市民団体及び広く国民各層から表明されている。本法には治癒不能の根本的欠陥があるばかりか、審議過程にも上記の如き瑕疵があり、これを施行させてはならない。

私は、本稿で、本法の問題点を以下の5本のメスにより抉り出してみた。本稿が、本法廃止の論議と運動の高まりに幾分かでも寄与できることを願うものである。

- ・ 現行の法制と管理システムは既に秘密保全に万全、否、過保全でさえある。
- ・ 真の狙いを解き明かすことにより本法の危険性を明らかにする。

- ・ 本法は日本国憲法に反するものである。
- ・ 本法は諸外国、とりわけ米国の秘密保全法制と比べて欠陥が多すぎる。
- ・ 本法は表現の自由、知る権利を尊重する時代の流れに逆行する。

2 現行の法制と管理システムは既に秘密保全に万全、否、過保全でさえある。

(1) 現行の秘密保全法制

① 国家公務員の守秘義務

一般職の国家公務員については、国家公務員法100条1項・109条12号・111条により、本人が職務上の秘密もしくは職務の遂行に関連して知り得た秘密を漏えいしたとき、及び第三者が漏えいを企て、命令し、故意に容認し、そそのかし又はほう助したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている。

特別職についても裁判所職員には裁判所職員臨時措置法が国家公務員法の規定を準用しているので一般職国家公務員と同じであり、自衛隊員については自衛隊法、外務省職員については外務公務員法にそれぞれ同旨の規定（ただし罰金は3万円以下となっている。）がおかれている。

ところで国家公務員の守秘義務違反処罰規定は昔から存在したわけではない。戦前の官吏服務規律には「官の機密を漏洩することを得ず」とされていたが、これに違反した場合に罰則を科するという規定はなかった。しかし、それにより不都合が生じたことはない。戦後1947年に制定された国家公務員法でも官吏服務規律と同様、罰則規定はなかった。現行法どおり国家公務の秘密漏えい等が処罰されることとなったのは1948年11月の国家公務員法改正によるものであるが、当時、国家秘密の漏えい事件が問題になったことはない。

② 特別防衛秘密

米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA秘密保護法 1954年施行）1条、3条ないし5条により、米国から供与された装備品の構造・性能、製作・保管又は修理に関する技術、使用方法、品目・数量、及び米国から供与された装備品に関するこれら情報で、公になっていないもの、漏えい（過失漏えいを含む）し、探知・収集し、これらを陰謀、教唆、煽動した者を最高刑10年の懲役に処することとしている。

③ 合衆国軍隊の秘密

安保条約第6条に基づく地位協定の実施に関する刑事特別法（1952年5月施行）6条、7条により、在日米軍に係る防衛事項、編成又は装備に関する事項及び運輸又は通信にかかる事項で公になっていないものを漏えいし、探知・収集し、これらを陰謀、教唆、煽動した者を最高刑10年以下の懲役に処することとしている。

④ 防衛秘密

自衛隊法96条の2・122条（2001年11月施行）により、防衛秘密（自衛隊法別表4に掲げる事項—本法別表1防衛に関する事項と同じ—で公になっていないもののうち我が国の防衛上特に秘匿することが必要でとして防衛大臣が指定したもの）について、これを取り扱うことを業務とする者が漏えい（過失による漏えいを含む）したとき、及びその者による漏えいを共謀・教唆・煽動した第三者を、最高刑5年以下の懲役に処することを規定している。

防衛秘密保全のための自衛隊法改正は、9.11テロで社会が沸き立ち、米国がアフガニスタン報復攻撃へと動く中、2001年10月、テロ対策特別特措法制定とともに、いわばどさくさまぎれに国会提出され、大した論議も大きな反対もなく成立してしまったのであった。

（2）各行政機関による秘密管理

① 各行政機関は、従前からそれぞれに秘密管理のシステムを持っていたが、それを改め政府レベルで統一した基準と仕組みを構築したのが「秘密の管理カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（2007年8月9日カウンターインテリジェンスの推進会議決定）であった。それは概要しか公表されていないが、それによると以下のように記載されている。

- ・ 各行政機関は、特に秘匿すべき情報（特別管理秘密）を指定し、
 - ・ 各行政機関は、物的管理として最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（情報セキュリティ政策会議決定）の厳格な適用等を行い、
 - ・ 各行政機関は人的管理として、秘密取扱者適格性確認制度、管理責任体制、秘密保全研修制度を導入し、特別な管理を行い、
- 情報漏えいの絶無を期するものとする。

② 2008年9月2日には、カウンターインテリジェンス推進会議において「秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン」が承認され、各行政機関は、09年4月1日から上記による秘密管理が実施されている。

なお、外務省は「秘密保全に関する規則」（1970年外務省訓令5号）による秘密管理が踏襲されているが、これにより特別管理秘密として取り扱う範囲を定め、防衛省は自衛隊法施行令・防衛秘密の保護に関する訓令・解釈運用基準・実施要領などで運用し、特別防衛秘密・防衛秘密を特別管理秘密として取り扱うこととしているが、いずれも上記「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」とほぼ同じ運用がなされているようである。

③ 上記の秘密管理の基準と仕組みは秘密のベールに覆われている。上述したように「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」自体、全文が公表されておらず、「秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン」も開示されていない。

「秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン」を開示しない理由と

して「これを公にすることにより、我が国政府全体のカウンターインテリジェンスに係る情報保全体勢、能力等が推察され、各行政機関の職員等から不正に情報を入手しようとする外国情報機関等による情報収集活動を容易ならしめるなど、我が国政府全体の情報保全に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められる」と堂々と述べられているのには呆れるほかはない。職員のプライバシーや思想・信条にかかわるおそれが強い調査を実施するのに、そのガイドラインさえも公表せず、秘密裏に実施する国が果たして民主主義国と言えるであろうか。

ただ幸いなことに報道機関が自衛隊の身上明細書等を入手し、証言も得ており、この秘密取扱者適格性確認制度の運用の実情がある程度解明できている。それによると以下のごとき驚くべきことが行われていることを見て取ることができる。

まず身上明細書記入要領には「あなたの経歴を左右する大切な書類です」と注意書きが施され、例文を示しそのとおり自筆で書きなおした誓約書の提出を求めている。その例文は「携帯電話通話記録等自己に関する個人情報の提出する」、「調査や捜査に対しても、ポリグラフ検査の受検を始めとした必要な協力を行う」ことを誓わせるものとなっている。

次に本人は、身上明細書を作成することを要し、本人欄に10年遡った住所履歴、は帰化した場合従前の氏名と国籍、高校以上の学歴（卒業校については正確な所在地）、過去の勤務先の正確な住所を記載した職歴、具体的な退職理由、配偶者欄に配偶者の氏名、生年月日、婚姻前の住所、国籍、帰化の場合は前国籍、勤務先、住所、職務内容、親族欄に本人の父母、祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、子、子の配偶者、配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹を記載し、海外旅行欄に16歳以降に渡航した全ての国名、滞在期間、目的、などを記載し、パスポートの写しを添付するとともに出入国管理局への「出入国管理記録の照会に同意する旨の署名捺印を要求している。本人はさらに借金額、借入れ目的、毎月の返済額、借入先名称と住所、完済予定日、所属団体と住所（記載要領では「政治、経済等の団体及び出身学校関係の親睦団体からスポーツクラブその他あらゆる団体について、現在過去を問わず記入する」とされている。）、アルコール依存、薬物乱用、精神面を原因とする治療又はカウンセリング歴、通院先の医療機関名と住所、治療期間、治癒の有無などの病歴、交友関係（高校の同級生、幼なじみ、カラオケ仲間、つり仲間、飲み友達、相談相手や交際中の異性の氏名、生年月日）を記載しなければならない。

身上明細書に関して適格性確認補助者（本人の上司）が調査票を作成することになっており、それには、勤務状況に関する問題、性格、異性関係、金銭感覚、情報管理上の問題、アルコール依存、薬物乱用、特定の国へ頻繁に私的に渡航している事実の有無、精神的な問題、特異な言動、帰化、懲戒処分 の13項目について記載することとされている。作成要領には、ご丁寧にも本人に問い合わせをしないで記

載することが明記されている。口裏合わせ封じである。

(3) 現行の法制と秘密管理システムは運用上問題が発生しているか

① 有識者懇談会報告書の掲げる主要な情報漏えい事件（8件）から何が見えるか

本法の法案作成過程で審議された「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、主要な情報漏えい事件として8件が俎上に上げられ、検討されている。その8件とは、i. ポガチェンコフ事件（自衛隊法違反）、ii. シェルコノゴフ事件（MDA秘密保護法違反）、iii. 国防協会事件（電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本共用）、iv. イービスシステムに係る情報漏えい事件（MDA秘密保護法違反）、v. 内閣情報調査室職員による情報漏えい事件（国家公務員法違反・収賄）、vi. 中国潜水艦の動向に関する情報漏えい事件（自衛隊法違反）、vii. 尖閣沖漁船衝突事件における情報漏えい事件（国家公務員法違反）、viii. 国際テロ対策に係るデータベースのインターネット上への掲出事件（捜査中）である。

これらの事件処理はのうち、公判請求にまで至ったのはiとivのみ、iについては自衛隊法違反で懲役10月（実刑）、ivについてはMDA保護法違反で懲役2年6月（執行猶予）、その他は捜査中とされたviiiを除いて全て不起訴（起訴猶予）であった。つまりこれらは現行の秘密保全法制により容易に事件処理ができていたのであって、不都合な事態は何も生じていないことがわかるのである。

それどころか政府の国会答弁によれば本法において特定秘密に指定される情報だとされたのはviの中国潜水艦事故情報だけであった。しかし、これに関する2005年5月31日付読売新聞記事は「中国海軍の潜水艦が南シナ海で航行中に航行不能となっていることが5月30日、明らかになった。日米両国の防衛筋が確認したもので、管内で火災が起きた（26日ごろ）可能性が高く、30日午後現在は浮上して中国・海南島に向けて曳航されている。同筋によると、事故を起こしたのは、中国海軍所属の『明』級のディーゼル式攻撃型潜水艦で、300番台の艦番号がつけられている。日米両政府は『原子力潜水艦ではなく、通常艦であり、周囲への影響は少ない』と見ており、在日米軍と自衛隊は通常の態勢で監視を続けている。」というもので、こんな程度の記事にある情報が秘匿に値するものとは到底考えられない。政府答弁では、潜水艦の位置や艦番号など高度な秘密が含まれているのが特定秘密にあたる理由だそうであるが、そんなものは接近した飛行機でも確認できる情報であり、こじつけというほかない。

viiiの事件は、警視庁公安部がテロ防止のため収集した資料がファイル交換ソフト等を通じてネット上に流出したというケースである。事件発生は2010年10月28日、3年経過した本年10月28日で時効完成し、結局、立件できないまま集結することになってしまった。このケースで警視庁公安部が収集した資料とは、イスラム教徒であることのみで尾行し、交友関係や銀行口座を調べ、イラク大使館主

催のパーティ会場内の会話メモ、自転車の防犯登録を利用した身元調査、大学の留学生名簿、通っている礼拝堂の調査などで得た個人情報である。このような調査手法は、まるでスパイ行為であり、法令上の何ら根拠のない職権乱用にさえあたるので、違憲・違法なプライバシー侵害であると言わねばならない。うがった見方をすれば、こうしたシリアスな問題がマスコミを賑わすことになる事態を防ぐために、わざと時効完成に至らしめた可能性もある。警備公安警察はそれくらいのことはやりかねない。スパイ行為は外国諜報機関に属する人やそれと何らかの結びつきをしている人が国家の機微情報を取得しようとするだけではない。警備公安警察は、このようにまるでゴミ箱を漁るように公衆を監視し、プライバシーを侵害し、個人情報を取得するために、悪質なスパイ活動をしていることを忘れてはならない。

② 行政機関の秘密管理の実情

「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（２００７年８月９日カウンターインテリジェンスの推進会議決定）が、関連事項の整備をして施行されたのは２００９年４月１日であった。以来４年余り経過している。この間、ただでさえ分厚い秘密の壁がこれにより一層厚くなり、各行政機関による秘密の物的・人的管理が徹底して行われるようになっており、当然のことながら特別管理秘密の管理に支障が生じているという具体的な問題事例が取り上げられて検討されたことは一度もない。現在、政府にとって不都合な事態は生じていないのである。

政府の資料によると、特別管理秘密に指定された文書件数は２０１２年１２月末日（防衛省は２０１１年１２月末日）で４１万２９３１件である。もっとも外務省では秘密指定文書が年間数百万件に及ぶとの岸田外相の本年１１月１９日衆議院安全保障特別委員会答弁にかかわらず、上記資料で特別管理密に指定されたと報告された文書件数は１万８５０４件であり整合性がない。

また政府資料によると秘密取扱適格者確認制度により確認された秘密取扱適格者２０１２年１２月末日（防衛省は１２年６月末）で６万４３８０人（うち防衛省だけで６万０４８０人。職員と自衛官約２４万人の４分の１にも相当する。）とのことであるが、適格性なしとされた者の数は回答されていない。

③ 西山事件—沖縄返還密約漏えい事件について（悪しき運用事例）

これらにより現状は新たな立法を要するとの事態にはなく、本法の立法事実の不存在というほかはない。それどころか現状は、政府、行政機関が過剰な秘密、不必要な秘密、違法な秘密を抱え込む秘密過保全の状況にあることは上述したところからも窺い知ることができる。しかし、私はその最たるものとして西山事件—沖縄返還密約漏えい事件（以下「西山事件」という。）を挙げざるを得ない。本法の法案制定過程における有識者会議でも取り上げられたし、国会の審議においても触れられたが有識者会議も政府・与党も西山事件において西山太吉氏が秘密漏えいのそそのかし罪で処罰されたのは当然だとの前提に立っていた。果たしてそうであろうか。

(西山事件のあらすじ)

故佐藤栄作氏を首班とする佐藤内閣は、1971年6月17日、沖縄返還協定調印にこぎつけた。佐藤内閣は、沖縄の核抜き・本土並み返還を獲ち取ったことを国内外に宣言した。ところが佐藤内閣はその裏でとんでもない密約を取り交わしていたことが判明した。一つは、緊急時の核持ち込み容認と朝鮮半島有事に際し、沖縄の基地を自由使用できるという事前協議条項(60年安保条約に付随する岸・ハーター交換公文)をスルーする密約、もう一つは沖縄返還による基地再編のための費用や過去の基地使用に伴うさまざまな補償金などの支払いに関する密約である。

毎日新聞政治部記者の西山氏は、後者の密約の一部である軍用地復元補償費400万ドルの支払いに関する密約の存在を示す極秘外務省公電の写しを入手した。米側は、当時の国内事情から、沖縄の施政権返還に関して一切米側負担なしという強硬な姿勢をとっていた。日本側は基本的にはこれに応じつつ、軍用地復元補償費は過去の経緯に照らし米側負担であることは譲れないとの主張を繰り返していた。その窮余の一策として、表に出る沖縄返還協定においては米側が軍用地の復元補償費用として400万ドルを自発的に支払うことを確認し、その400万ドルを日本政府が負担するとの裏約束(密約)を取り交わしたのであった。

当時、佐藤内閣は、沖縄返還協定を調印し、これを手土産に参議院選挙を有利に戦うという政治日程を組んでいた。だから沖縄返還協定の早期調印にこぎつけたいが、かといって米側が負担するのが当然だと繰り返し主張してきた軍用地復元補償費を、日本側の負担にすることを認めてしまえば、国民から大きな批判を受け、選挙戦にマイナス要因となる、そこで上記の如きトリックを使ったのである。西山記者は、これは国民を欺瞞するやり口であると考え、入手した極秘公電の写しに基づき、同年6月18日、毎日新聞に3500字ほどの長文の署名入り記事を書いた。もともと西山記者はその中では露骨に密約を公表するのではなくその存在を示唆するにとどめ、佐藤内閣自らが国民に説明するように仕向けたのであった。

しかし、国会では、野党の密約追求に対し、佐藤内閣・外務省は、ノラリクラリ答弁でシラを切り通した。西山記者に入手した外務省公電文書写しを間接的に入手し、所持した野党議員が動かぬ証拠とばかりに、これを突き付けた。それが翌1972年3月。一旦、守勢にまわった佐藤首相は、直ちに反撃を開始、同年4月初め、漏えい元のH外務事務官と西山記者を逮捕させ、ここに日本の言論史上に残る西山事件が始まったのであった。

(西山事件の刑事裁判の展開)

西山事件は、奇妙な展開を遂げる。共同被告人であるH事務官は、逮捕後数日して自白を始めるや態度を一変、西山記者を攻撃する立場にまわった。公判でも検察側に協力して西山記者を攻撃した。検察側は、H事務官を利用し、H事務官を一方的な被害者に描きだし、西山記者は情交関係を利用し、H事務官を強要して極秘公

電文書写しを交付させたとし、取材の手段・方法の不当性を主張・立証した。一方、西山記者側は、取材源の秘匿ができず、H事務官に大きな苦痛を与えたとの自責の念から、一切、こういう主張・立証に反撃をせず、密約の存在を示す外務省公電文書は秘密として保護されないものである、取材活動は憲法21条の表現の自由・知る権利に不可欠であり、正当業務行為として違法性が阻却されるとの主張・立証に絞った。

(西山事件判決について)

西山記者に対する判決は、一審無罪、控訴審逆転有罪(懲役4月、執行猶予1年)、上告審は上告棄却で、有罪が確定した。

西山事件最高裁判決(1978年5月31日)は「(報道機関の取材活動は)それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会通念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為だといふべきである。」が、「(報道機関の取材活動が)一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、(略)一般の刑罰法令に触れないものであっても、(略)法秩序全体の精神に照らし社会通念上是認することができない態様のものである場合にも正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる」との判断を示している。検察の事件ストーリーを採用し、西山氏の取材方法を社会通念上是認できないものだとの断定しているのである。取材活動は正当業務行為だといっても、具体的な事実認定の結果によっていかようにも値切ることができる。だからそれは単なるリップサービスに過ぎないことになる。

西山事件は、ある黒いプロデューサーによって、H事務官は一方的な犠牲者である⇒西山記者は当初から機密文書を取得する目的でH事務官と情交関係を持ち、その後も拒絶できない状態のH事務官をあやつり、機密文書を人倫に反する方法で取得した⇒よって西山記者の取材活動は著しく不当であったとのストーリーがつけられた。西山記者側が、上述の事情で、これに対する反撃を差し控えたためにそのとおりの事実認定がなされてしまった。社会的事実は一筋縄ではいかない。だから社会的事実によって脚色されない正真正銘の取材の自由が確立される必要があるのだ。

(4) 小括

以上により、現行の法制と秘密管理システムによって、国家秘密の保全は万全、否過保全とさえ言ってよい状況にあるのであり、本法を制定すべき必要性も相当性も全く認められない。立法事実は存在しないこと明白である。

3 真の狙いを解き明かすことにより本法の危険性を明らかにする。

それにも拘わらず本法が制定されたのは何故であろうか。これを強行した安倍政権の真の狙いは何であろうか。

(1) 治安立法・スパイ防止法制定は歴史的悲願

1985年の第102国会に中曽根康弘首相の強い意向を受けて自民党が策定し、議員立法として国会に提出された「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法案」は、通称スパイ防止法案と呼ばれ、「外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為」を防止するために、国家秘密（防衛のための体制等に関する事項、自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項、外交に関する事項で、我が国の防衛上秘匿することを要し、公になっていない情報）を、業務者自ら、もしくは探知・収集した第三者が外国に通報する行為、業務者が漏えいする行為等を死刑・無期懲役を含む厳罰に処することとするというもので、戦前の軍機保護法及び国防保安法の再来かと思まごうあからさまな治安立法制定の試みであった。このスパイ防止法案に対しては、野党や日弁連の猛烈な反対運動と国民世論の沸騰目覚ましいものがあり、継続審議とされたものの第103回国会で廃案となった。

中曽根首相と自民党のスパイ防止法制定にかける執念はすさまじく、廃案後直ち上記法案を修正して「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」なる議員立法案を策定し、翌1986年の第104国会に提出することを目論んだ。同法案は、「外国に通報する目的をもって防衛秘密を探知し、若しくは収集し、又は防衛秘密を外国に通報する行為等を処罰」し、これらのスパイ行為を防止することを目的として、防衛秘密（防衛のための体制等に関する事項、自衛隊の任務の遂行に必要な装備品、資材等に関する事項、我が国の安全保障に係る外交に関する事項で我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ公になっていない情報）を、業務者上自ら、もしくは探知・収集した第三者が外国に通報する行為、業務者が漏えいする行為等を最高刑無期懲役を含む厳罰に処することとするというもので、旧法案に比べ、死刑の削除と対象となる秘密の範囲の幾分か限定及び「出版又は報道の業務に従事する者が、専ら公益を図る目的で、防衛秘密を公表し、又はそのために正当な方法により業務上行った行為は、これを罰しない。」とのメディア向けの条項を書き加えたものの、反対運動と世論はおさまらず、国会提出は断念された。

勿論、自民党は、これで一切、治安立法・スパイ防止法制定の企図を完全に断念したわけではなく、制定運動は細々とではあるが継続されていた。それが2001年の9・11事件によって再び息を吹き返したのであった。その内容と経緯は前述したとおりであるが、これは上記修正後の「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法案」を、罰則こそ最高刑5年以下の懲役と抑えこみつつ、犯罪類型を単純な漏えいと単純な漏えいの共謀、教唆、煽動にしぼることにより、むしろ間口を広げ、より広範に網を打てるように改変したもので、旧法案の治安立法としての性格を引き継いだものであった。このような自衛隊法改正案を、まさに虚を突かれて成立させてしまったことは大きな禍根を残したものと言わねばならない。しかし、それでも自民党にとっては当初のスパイ防止法制定の目論見が完遂されたわけではなかった。

(2) 米国との軍事同盟の深化の流れの中で治安立法を完結させる狙い

2007年5月1日付日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」）合意文書「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」には、「閣僚は、新たに発生している安全保障上の課題に対して、より効果的に対応するために、二国間の情報協力及び情報共有を拡大し、深化する必要性を強調した。」と記載されている。さらにこの合意文書中では「閣僚は、この同盟の変革に関する構想に沿った役割・任務・能力の進展を確認するとともに、以下を強調した」として「軍事情報包括保護協定（GSOMIA）としても知られる、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する両政府間の実質的合意」を明記している。

同年8月10日調印された日米軍事情報包括保護協定（GSOMIA）第6条は「日米両政府は秘密軍事情報について当該情報を提供する国の秘密保護と同等の保護を与えるための適当な措置を取ること」を確認している。一方、我が国政府は、前述のとおりその1日前の同月9日付「カウンターインテリジェンス推進会議決定」により、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を策定し、秘密の管理徹底に歩み出している。さて、この両者の関係をどう理解したらいいだろうか。

少し遡った2005年の「2+2」合意文書「日米同盟：未来のための変革と再編」では「日米同盟は日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎。同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は世界における課題に対処する上で重要な役割を果たす」、「日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった、日米の役割・任務・能力に関連する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した」とし、日米同盟の深化、米軍と自衛隊の統合運用を確認している。これによれば遅くともこの合意書作成時点においては、我が国における秘密の保全・管理体制の一層の強化が日米間で協議されていたことが考えられる。それは前述の現行法制を前提とすれが、常識的には、新たな立法を要するものではなく、秘密の管理徹底をはかる「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」の策定と実施でも当面は事足りたであろう。

2006年9月26日、小泉政権を引き継いで第一次安倍政権が発足した。そこから安倍晋三首相がこの問題について独自の路線をとり始めた。おそらく内閣情報調査室に巣食う警備公安警察出身の官僚も蠢いたのであろう。即ち、日米同盟深化、米軍と自衛隊の統合運用の流れに乗り、一方で集団的自衛権容認を打ち出すとともに、他方で念願の治安立法・スパイ防止法を完結させる好機と見なし、2007年5月1日付「2+2」合意文書の中に日米軍事情報包括保護協定（GSOMIA）を取り上げさせ、協定に至らしめた。こう考えられるのである。

（3）小括

安倍首相は内閣情報調査室の警備公安警察出身の官僚の後押しのもとに治安立法であるスパイ防止法を自分の手で完成、実現しようとした。他方で阿部首相は防衛省、外務省の官僚の強い意向も受けて集団的自衛権の容認に踏み込むことも視野に入れた。

そうした安倍首相には、小泉政権下での秘密の管理徹底を図るという路線、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」という軟弱なやり方には不満で、それを乗り越えるために日米軍事情報包括保護協定（GSOMIA）を利用し、一気に治安立法・スパイ防止法を制定しようとしたのである。第一次安倍政権は政権投げ出しで一頓挫したが、2回目のチャンスは逃さず制定にこぎつけた。それが本法である。本法は、日米同盟深化、集団的自衛権容認と密接に関連しつつ、同時に、阿部首相の治安立法・スパイ防止法制定の念願を完結せしめたものでもある。

4 本法は日本国憲法に反するものである。

(1) 基本的人権の侵害

① 表現の自由・知る権利の侵害

本法は、国民の共有財産である行政情報・国家情報のうち、別表掲記の「防衛に関する事項」10項目、「外交に関する事項」5項目、「特定有害活動防止に関する事項」4項目、「テロリズム防止に関する事項」4項目、合計23項目に該当する情報について、各行政機関の長が特定秘密に指定し、特定秘密取扱者のみならず、入手し、公表し、論評しようとする第三者に対し、最高刑10年の懲役以下に処するとの脅しをかけて、情報の流れを遮断し、表現の自由とそれに内在する知る権利（憲法21条）に重大な制約をもたらすものである。

しかも上記23項目の文言は、一義的に明確ではなく、抽象的、曖昧である。そのため行政機関の長による特定秘密指定はとめどもなく広がる可能性を孕んでおり、それに対する歯止めは存在しないに等しい。

本法第22条は、1項で「国民の知る権利に資する報道又は取材の自由に十分配慮しなければならない」とし、2項で報道関係者について「公益を図る目的を有し、かつ法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」と規定しているが、前者は単なる配慮条項で何ら法的拘束力をもつものではなく、後者は、公益を図るために取材の自由と手段・方法の違法性・不当性を混同し、西山事件最高裁判決のレベルにとどまるもので、これでは取材の自由を保障したことになることは既に見たとおりである。

② デュープロセスの侵害

刑法における最も重要な原則は罪刑法定主義であり、それは憲法31条のデュープロセス条項に包含される。罪刑法定主義のエッセンスは、犯罪と刑罰は法律で定めるべきこと、何が犯罪となるかは当該法律により明確でなければならないこと、及び犯罪と刑罰とは均衡がとれていなければならないことである。これらはいずれも罪刑法定主義の重要なテスト基準となる。

本法は、行政機関の長の特定秘密の指定によりはじめて何が犯罪となるかが決まり、その特定秘密も公示されない点、及び従前の法制度に比べ罰則に飛躍的に重罰

化されているが、それについて合理性な説明ができない点において上記罪刑法定主義のテスト基準を満たしていない。よって罪刑法定主義に違背し、憲法31条に違反する。

③ 思想信条・内心の自由及びプライバシーの侵害

本法第12条乃至17条は適性評価制度について定めている。適性評価制度とは特定秘密を取り扱う行政機関や特定秘密を保有もしくは提供を受ける可能性のある事業者において、職員・従業員を調査し、秘密を漏らすおそれありと評価された者を特定秘密取扱者としないようにする仕組みである。

適性評価の調査項目は、①特定有害活動（スパイ行為）及びテロリズムとの関係に関する事項（本人の家族及び同居人の氏名、生年月日、現国籍、過去に有していた国籍及び住所を含む）、②犯罪・懲戒歴、③情報の取り扱いに関する非違歴、③薬物の乱用及び影響に関する事項、④精神疾患に関する事項、⑦飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他経済的な状況、とされている。

調査方法は、質問調査（対象者本人だけではなく、対象者の知人その他の関係者にも）、資料提出をさせる、公務所もしくは行使の団体への照会し報告を求めるなど、徹底している。関連して政治活動や組合活動歴も調査されるおそれがある。預金の状況、株式・有価証券の取引歴など資産状況も把握される。

このような調査は、現在自衛隊で行われている上述の秘密取扱者適格確認制度の運用実情から見て、思想・信条の自由、内心の自由（憲法19条）、プライバシーの権利（憲法13条）を侵害するものとなるであろう。

なお、本法第12条3項により、調査をするにあたっては事前通知と本人の同意が必要とされるが、人間関係や将来のキャリア、同意しなかった場合の事実上の不利益を考えると、同意を拒否できる人は殆どいないであろうから強制と変わらない。

（2）平和主義の侵害

本法は、憲法9条・前文により到底認められない広範な防衛秘密を保護しようとするものであるばかりか、日米同盟を深化させ、自衛隊を米軍と一体的に運用する集団的自衛権容認に踏み込もうとするものである。

集団的自衛権とは個々の自衛隊の出動だけの問題ではなく、情報収集と供与、指揮命令系統の統一、装備の相互補完、共同訓練の日常化等自衛隊の運用が米軍と一体化を進めなければならない。暗号の互換化もしくは共通化、対敵諜報・偵察・かく乱活動の相互フォロー等、当然これらのことも行われるだろう。

集団的自衛権の行使をそのように捉えるとき、別表第3の「特定有害活動の防止」に関する条項が注目される。

特定有害活動とは「公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に影響を与えるおそれがあるものを取得するための活動、（中略）その他の活動であって外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害

するおそれのあるものをいう。」と定義される（第12条2項1号）。

「公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に影響を与えるおそれがあるものを取得するための活動」には、周辺事態法や「2+2」合意文書等との関連でアジア・太平洋地域（もっといえば世界）における米軍及びその活動を対象とするものを包含することになる。

別表3のイは、米軍及びその活動に対する特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究を特定秘密として指定できるという意味を読み取ることができる。こうした措置、計画、研究は、集団的自衛権の行使と密接に関係するものと言ってもよい。本法はそれを認めるということを明記しているのである。

同ロは、特定有害活動の防止に関し外国行政機関からの情報を特定秘密に指定できることを定める。ここにいう外国行政機関に、米国防総省等が含まれることは異論なかろう。このような情報提供が米国側からのみ行われるなどということはない。これは当然相互主義的であり、我が国も同様に行動することが予定されている。しかもたまたまではなく日常的に緊密に、である。従って、この規定は同盟国たる米国と仮想敵国に対する情報収集活動を日常的に相互に行うことを当然の前提として認めるのである。

（3）国民主権の侵害

国民主権とは、国政の決定権は国民が持ち、その国民が、自らもしくは公正な選挙によって選出した代表者を通じ、熟議を通して合意形成するという、直接もしくは代議制民主主義を根本としている。それは表現の自由と知る権利が徹頭徹尾保障されなければ成り立たない。上述したところから、本法は、この点において、国民主権（憲法1条、前文）をないがしろにするものであることは明らかであろう。

（4）小括

本法は、日本国憲法の三大原理といわれる基本的人権の保障、平和主義、国民主権のいずれにも真っ向から挑戦するものであり、これほどに違憲性が深刻で、広範かつかつ顕著に認められる法律は、かつて例を見ないと言ってよい。

5 本法は諸外国、とりわけ米国の秘密保全法制と比べて欠陥が多すぎる。

私は、既に米国、ドイツ、フランス、イギリス、それに韓国の秘密保全法制と本法との比較を論じた（私の小論「世界に通用しない特定秘密保護法」「アメリカと比べてこんなにひどい特定秘密保護法」）。詳細はそれらに譲ることにして、ここにはそれらによって得られた結論のみを挙げておくこととする。

（1）米国の秘密保全法制では、秘密指定の範囲が限定され、秘密指定の濫用を防止する規定が置かれ、秘密指定・解除について連邦議会の上・下院の特別委員会による審査に服するほか、独立性が保障された強力な第三者機関による審査や解除がなされることになっている。本法はそれらをことごとく欠いている。

また米国では防諜法の犯罪類型が客観的行為によって記述され、可視性があり、拡張されるおそれが小さいが、本法は、第24条では不正取得罪について主観的要件を用い、しかも抽象的に記述している、第25条では単なる共謀、本犯の実行をまたない教唆、煽動を独立して処罰することとしているなど、拡張適用ないし悪用されるおそれが大きい規定の仕方をしている。

- (2) ドイツ、フランス、イギリスについても、本法に相当する反逆的秘密漏示罪（ドイツ）、国防秘密漏えい罪（フランス）、スパイ条項（イギリス）、それぞれに対象秘密を限定し、かつこれを審査する独立の第三者機関を持つなど、それぞれに表現の自由、知る権利に対し謙抑的である。本法は、それら諸国の法制と比べても秘密保護と処罰が表現の自由、知る権利著しく優越するものとなっている。
- (3) 韓国は、北朝鮮との戦争状態が未だに終結しておらず、かつ北朝鮮の挑発に対峙しなければならない準戦時国家であるが、それでも表現の自由、知る権利の保障する努力がなされている。しかるに本法は、韓国のそのような姿勢にさえ学んでいない。
- (4) 我が国は、これら諸国と違い、憲法9条、前文により戦争と戦力保持を放棄した国であることを加味したとき、本法の欠陥性は一層顕著となる。

6 本法は表現の自由、知る権利を尊重する時代の流れに逆行する。

国家安全保障にかかわり密保全法制を立法するときは、国際的な指針を参考としなければならない。国際的指針とはヨハネスブルグ原則とツワネ原則である。それらについても私は既に論じたところである（前掲「世界に通用しない特定秘密保護法」）から、これも詳細はそれに譲ることにして、結論だけを述べる。

これらの国際的指針は、表現の自由、知る権利を侵害することなく国家安全保障上の秘密を保全する法制のあり方を探求したものである。本法は、これらの原則にことごとく違背している。

7 まとめ ー本法は速やかに廃止されなければならないー

本法は速やかに廃止されなければならないことは最早多言を要しないところであるが、本稿の結びとして、以下のことを敷衍して述べておきたい。

(1) 公文書管理法の抜本的改正は急務

公文書管理法1条は「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定める」と、高らかにその目的を謳っている。しかし、それは羊頭狗肉、全くその目的に資するものとはなっていない。

同法は2011年4月1日施行されたもので、行政文書等の作成、整理、保存、保存期間満了後の措置、国立公文書館の設置・運用などを定めることとされている。

同法第4条には、行政機関が文書を作成しなければならないものとして5項目挙げられているが、驚くべきことに、閣議や閣僚会議、その他行政機関内部の重要な会議、政府や首相の諮問機関や有識者懇談会などは、議事録作成の義務が課されていない。

同法第5条、8条により、行政機関の長は、文書ファイルそれぞれごとに保存期間を定め、その満了時まで保存しなければならず、満了したら国立公文書館に移管するか、又は廃棄しなければならない。国立公文書館に移行する措置をとるものは、歴史的公文書のみであり、これは行政機関の長と内閣総理大臣との協議により定めるとされており、その際国立公文書館の意見を聴くことができる（第14条3項）だけで、国民の知る権利の見地から広く意見が聴取されるわけではない。そのせいか同胞理法施行後2年余り経過し、保存期間満了した行政文書は約234万件であるが、そのうち国立公文書館に移管されたものは1%にも満たず、残りは廃棄されてしまっているというのが実情である。

これでは特定秘密と指定された重要な文書が知らぬ間に廃棄されてしまうおそれが多いと言わねばならない。補足すると特定秘密指定文書について、①保存期間内に秘密指定が解除されるケース、②保存期間満了後も秘密指定が解除されないケース（歴史的公文書に該当）、③保存期間満了後も秘密指定が解除されないケース（歴史的公文書に該当しない）が想定されるが、現状から推測すると秘密指定解除された時点で歴史的公文書に該当するものとして国立公文書館に移管されるものはごく僅か、大部分が廃棄されてしまうであろう。

因みに国立公文書館の職員数は、現在、米国では2671人、イギリス599人、フランス579人、ドイツ789人、韓国338人であるのに対し、我が国はたったの47人、驚くばかりである。

このように不備が目立つ公文書管理法と本法案の組み合わせは最悪である。我が国にあっては、秘密保全法制を検討する以前に、公文書管理法を抜本的に改正し、行政文書の管理、保存の体制を整備しなければならない。その際には、閣議や閣僚会議、その他行政機関内部の重要な会議、政府や首相の諮問機関や有識者懇談会などの議事録作成の義務を明記すること、行政文書は全件国立公文書館に移管することをとし、国立公文書館が適正な公示と国民から意見聴取を踏まえて審査し、廃棄できることとすること、国立公文書館は、内閣府所管の独立行政法人であるが、これの権限と組織と陣容を強化し、国立公文書館設置法に基づく特別の組織として編成しなおすことなどが、具体化されるべきである。

(2) 情報公開法

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（2001年4月1日施行。以下「情報公開法」という。）は、出ない、出ても真っ黒で、情報「非」公開法と言ってもいいほどに機能していない。

開示請求に対して、行政機関の長が持ち出す抗弁は、施行当初のころは「文書不存

在」の濫発だった。さすがにこれは「不存在の理由を明記させる」ことになり、窓口運用も改善されて影をひそめたが、これにかわって大きな壁となっているのが同法第5条の3号（「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」）、4号（「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」）の抗弁である。これらは外務省、防衛省、警察関連情報に関しては殆どオールマイティである。上述の「秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン」の不開示理由も第3号に即するものであったことを思い起こされたい。

このような理由による不開示に対し、不服申し立てをしても、情報公開審査会では、これに切り込むことなく殆ど行政機関の長の判断を上書きするだけ、さらに訴訟に至ってもインカメラ審理（当該文書を裁判官が直接見分する審理）は採用されていないので、行政機関の長の主張を覆すことは不可能という状況にある。

情報公開法には、開示決定までの期間（原則30日以内）の長期化していること、開示手数料が1件当たり300円とコピー代（特に電子情報）の負担が重いことなどの問題点も指摘されている。

このような問題のある情報公開法と本法の組み合わせもまた最悪である。我が国にあっては、秘密保全法制を検討する以前に、情報公開法を抜本的に改正し、行政情報の開示、流通、相互利用をするための体制を整備しなければならない。

（3）本法は集団的自衛権行使へのベクトルと治安立法推進のベクトルの起点

安倍政権は集団的自衛権行使容認に向けて遮二無二突き進んでいる。まずは本法に先んじて成立させた国家安全保障会議設置法（NSC設置法）を手にし、既に国家安全保障会議（NSC）を始動させている。次いで、12月17日には、従来の専守防衛を謳った「国防の基本方針」にかわり、積極的平和主義の名のもとに日米安全保障体制の実効性を一層高め、より多面的な「日米同盟」を実現することにより、我が国、アジア・太平洋地域及び世界の平和と安全に寄与するとの壮大な戦略を描く「国家安全保障戦略」とこれを踏まえ中国との露骨な対決、陸・海・空3自衛隊を一体的かつ迅速に運用する統合的機動力と島嶼防衛を念頭に置いた水陸機動団の新設などを織り込んだ新「防衛計画の大綱」、さらには厳しい財政事情を無視して軍拡を押し進める「中期防衛計画整備計画」を閣議決定した。こうしていよいよ2014年には集団的自衛権を明確に規定する国家安全保障基本法制定に向けて進みだした。

安倍政権は、「共謀罪」創設法案の検討に入ったとの報道がなされた。共謀罪とは一定の犯罪について「団体の活動」として組織的に実行しようと共謀するだけで処罰するものであり、処罰範囲を著しく拡大し、国民を警察の日常的監視下に置く治安立法である。過去2003年から2009年まで3度法案が国会提出されたがいずれも野

党、日弁連及び広範国民の反対と世論の反発により廃案となっている。

犯罪は実行の着手があって処罰するのが原則で、例外的にごく一部の犯罪について予備を罰する規定が刑法典にある。それでも予備は一定の外形的・物理的行為が要件となる。共謀罪では共謀だけで犯罪となる。それは主に会話、電話、メールのやりとりでなされるものであるから、そのやりとりをキャッチする盗聴や内偵などのプライバシーの侵害が常態化する。

「共謀罪」法案が浮上するのは、既に本法第25条で特定秘密漏えい、不正取得の「共謀罪」が創設されたこと、通信傍受法（盗聴法）が、実は「共謀罪」創設を前提とし、そのための有効な手段を警察に与えることを目的としたものであった（通信傍受の対象は、組織的殺人、薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航関係など約40種類の犯罪であるが、これらは「共謀罪」創設法案の対象犯罪の一部をなしていた。）が「共謀罪」創設法案が頓挫したため、いわば宝の持ち腐れとも言うべき状況にあることなどから、当然予想されることであった。治安立法は益々エスカレートする。

北海道警元幹部原田宏二氏の話によると、「1995年ころ、警視庁公安部の筆頭課は公安総務課、人員は500人、共産党を対象にしていた。公安1課は350人、過激派が対象。これに対し刑事部捜査1課は僅か300人。オーム捜査の失敗で警備公安警察は衰退。青息吐息だったが9.11後のテロ対策で盛り返した。警備公安警察は人員も徐々に減らされ、先細りだったがテロ対策で外事3課を新設。「利権」がテロ対策だった。秘密保護法は、警備公安警察にテロ防止、スパイ防止、適性評価制度の大きな仕事をもたらす。適性評価の項目は公安警備警察がスパイをつくる時の基礎調査と相似形だ。」（要旨）とのことである。

本法を起点にさらに集団的自衛権容認、治安立法のエスカレートと警備公安警察の強化に向かうベクトルを、本法を廃止させることによりストップをかけなければならない。

（4）原発情報も特定秘密に指定される

11月25日、福島市で行われた衆議院特別委員会の秘密保護法公聴会において、原発事故情報が特定秘密に指定され、秘匿される懸念が相次いで表明された。これまで森雅子担当大臣をはじめ政府・与党は、原発に関する情報のうち特定秘密に指定されるのは例外的なものだと答弁していたが、福島の人たちには通用しなかったようだ。現在でも原子力規制委員会が保有する文書のうち504件もの文書が特別管理秘密に指定されていること一事をとってもその懸念には正当な根拠がある。

既に私の論文「憲法9条から見た原発問題」で指摘したように我が国は核武装ポテンシャルを抑止力とする安全保障政策をとっており、我が国の原発推進は、単にエネルギー政策にとどまらず、安全保障政策でもある。

そうであるからこそ2012年6月20日に成立した原子力委員会設置法の付則第12条で原子力基本法第2条「基本方針」に「前項の安全の確保については、・・・国

民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として行うものとする」とする第2項を追加することが定められたのである。また2008年5月、宇宙基本法が制定されたが、その第14条には「国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。」と規定されている。宇宙開発利用を「安全保障」に資するように進めるということだ。さらに原子力基本法改正と同時に、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第4条を、「平和の目的に限り」の字句を削除し、「宇宙基本法第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり」の語句を挿入する改正をした。ここで1970年代初頭沖縄返還密約に深く関わった国際政治学者で佐藤栄作首相の個人ブレーンでもあった故若泉敬氏が、我が国は核武装しないことを国是とするがいつでもできる潜在能力を持つことが重要だと述べ、原子力の平和利用とロケット・人工衛星の開発を提言していたことを思い起こされたい。

原発の推進と宇宙開発（ロケット開発）はいずれも安全保障政策の重要な柱だというわけである。その安全保障政策の柱である原発と宇宙開発に係る情報は我が国の安全保障上、重要な情報となる。従って原発情報は、本法第1条にいう「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要な」情報とされ、別表の各事項に当てはめて特定秘密に指定することはいとも簡単なことになる。

脱原発の運動を続ける市民にとっても、本法廃止は重要な課題である。

(了)

(参考文献)

2009年8月24日「情報保全の在り方に関する有識者会議（第2回）説明資料」

2011年8月8日「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議）

佐藤英善「公務員の守秘義務」（早稲田法学会誌63巻3号）

田島泰彦・清水勉「秘密保全法制批判」（日本評論社）

井上正信「徹底解剖 秘密保全法」（かもがわ出版）

国立国会図書館調査及び立法考査局法務課今岡直子「諸外国における国家秘密の指定と解除—特定秘密保護法をめぐって」

永野秀雄「米国における国家機密の指定と解除—わが国における秘密保全法制の検討材料として—」 [Hosei University Repository](#)

澤地久枝「密約 外務省機密漏洩事件」（岩波現代文庫）

田島泰彦「民主主義の土台が崩される」（「世界」2014年1月号）

山田健太「政府の情報隠蔽構造と市民との乖離」（同上）

海渡雄一「ツワネ原則は何を要請しているか」（同上）

井上正信「人びとの心の中まで支配する『適性評価制度』」（同上）

鼎談「秘密保護法は公安警察の隠れ蓑だ」における原田宏二発言（同上）

日本アーカイブス学会副会長安藤正人談話（2013年12月3日「しんぶん赤旗」）

私の小論「世界に通用しない特定秘密保護法」

私の小論「アメリカと比べてこんなにひどい特定秘密保護法」

私の論文「憲法9条から見た原発問題」

以上3点はいずれも[加藤哲郎のネチズン・カレッジ - IJ4U](http://www.ff.ijj4u.or.jp/~katote/Home.shtml)

www.ff.ijj4u.or.jp/~katote/Home.shtml